

議案第 1 0 7 号

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正

飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年飛驒市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5」に改める。

第2条 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(第1条) 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u> ____を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）の規定により、期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。 以下 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）の規定により、期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。 以下 略

(第2条) 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）の規定により、期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。 以下 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u> _____を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）の規定により、期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について										
担 当 部	総務部										
提 案 理 由	人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正										
制 定 改 廃 の 根 拠 等	国における特別職の給与については、「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によるとされている。 【参考】 本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み（令和6年8月人事院） （給与調査）※約 11,700 民間事業所、約 47 万人 ・ ボーナス：民間の支給割合 4.60 月 公務の支給月数 4.50 月 [較差 0.10 月分] （一般職の給与改定の内容） ・ ボーナス：民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの支給月数を 0.10 月分引上げる。										
条 例 の 概 要	国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数引上げに合わせ議会議員の期末手当の支給月数について改正するもの。 第 1 条関係 本年12月期の期末手当の支給月数を 0.10 月分引上げる。 第 2 条関係 第 1 条の引上げについて、令和 7 年度以降は 6 月期及び 12 月期の支給月数が均等になるよう配分する。 （議会議員の支給月数） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>6 月期</th><th>12 月期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度 期末手当</td><td>2.225 月（支給済み）</td><td><u>2.325 月（現行 2.225 月）</u></td></tr> <tr> <td>7 年度以降 期末手当</td><td><u>2.275 月</u></td><td><u>2.275 月</u></td></tr> </tbody> </table>			6 月期	12 月期	令和 6 年度 期末手当	2.225 月（支給済み）	<u>2.325 月（現行 2.225 月）</u>	7 年度以降 期末手当	<u>2.275 月</u>	<u>2.275 月</u>
	6 月期	12 月期									
令和 6 年度 期末手当	2.225 月（支給済み）	<u>2.325 月（現行 2.225 月）</u>									
7 年度以降 期末手当	<u>2.275 月</u>	<u>2.275 月</u>									
市 民 へ の 影 響 等	特になし										
施 行 日	（第 1 条）公布の日（適用日：令和 6 年 12 月 1 日） （第 2 条）令和 7 年 4 月 1 日										
備 考	【参考】人事院勧告影響額：423 千円（13 人）										